



2016年度 5月実施  
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

# 2級 生保顧客

## 資産相談業務

実施日◆2016年5月22日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

### ★ 注意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は举手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2015年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

#### 《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○6月29日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2015年10月1日現在  
施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮  
しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》  
までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従  
うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

X社に勤務するAさん（59歳）は、妻Bさん（51歳）との2人暮らしである。平成28年11月に定年を迎える予定のAさんは、X社の継続雇用制度を利用して65歳まで勤務することを希望しているが、老後の生活設計を考えるために、何歳からどのくらいの年金額を受け取ることができるのか知りたいと思うようになった。また、60歳以後もX社に継続勤務した場合の公的年金の仕組みについても理解を深めたいと思っている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさん夫婦に関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさん夫婦に関する資料＞

(1) Aさん（会社員）

生年月日 : 昭和31年11月17日  
社会保険加入歴 : 全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入中  
公的年金加入歴 : 下記のとおり（65歳でX社を退職した場合の見込みを含む）

20歳	22歳	65歳
国民年金 未加入期間(29月)	厚生年金保険 288月	223月
	（平成15年3月以前の 平均標準報酬月額32万円）	（平成15年4月以後の 平均標準報酬月額44万円）

(2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日 : 昭和39年6月7日  
公的年金加入歴 : 18歳からAさんと結婚するまでの8年間（96月）は、厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。

※妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

※Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》はじめに、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが65歳までに受給することができる  
公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄  
～に入る最も適切な数値を、下記の 数値群 のイ～リのなかから選び、その記  
号を解答用紙に記入しなさい。

「老齢厚生年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、経過措置として、老齢基  
礎年金の受給資格期間（原則25年）を満たし、かつ、厚生年金保険の被保険者期間が  
1年以上あることなどの所定の要件を満たす場合は、65歳到達前に特別支給の老齢厚  
生年金を受け取ることができます。昭和31年11月生まれのAさんは、原則として、  
（ ① ）歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができま  
す。

ただし、Aさんが（ ① ）歳以後も引き続き厚生年金保険の被保険者としてX社  
に勤務した場合、特別支給の老齢厚生年金は、総報酬月額相当額との間で調整が行わ  
れます。具体的には、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が（ ② ）万円（平  
成27年度の支給停止調整開始額）を超える場合は、年金額の一部または全部が支給停  
止となります。

また、Aさんが雇用保険法による高年齢雇用継続基本給付金と年金を同時に受給す  
る場合、年金は、前述した支給調整に加えて、毎月、標準報酬月額（ ③ ）%を  
上限に支給停止されることとなります」

数値群

イ. 6	ロ. 9	ハ. 15	ニ. 28	ホ. 38	ヘ. 47	ト. 61
チ. 62	リ. 64					

《問2》 次に、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが65歳以後に受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、年金額は平成27年10月時点の価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

「Aさんが65歳に達した日に、特別支給の老齢厚生年金の受給権は消滅し、新たに老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給権が発生します。Aさんの場合、65歳から受給することができる老齢基礎年金の額は、年額（ ① ）円となります。

65歳から支給される老齢厚生年金の額は、下記<資料>の計算式により、算出することができます。なお、Aさんの厚生年金保険の被保険者期間が20年以上、かつ、Aさんと生計維持関係にある妻Bさんが厚生年金保険の被保険者期間が20年以上の老齢厚生年金などの公的年金を受給していないため、Aさんの老齢厚生年金には、一定期間、配偶者の加給年金額が加算されます。

したがって、Aさんが65歳から受給することができる老齢厚生年金の額は、年額（ ② ）円となります」

<資料>

**老齢基礎年金の計算式（4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略）**

$$780,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{\square} \times \frac{\bigcirc}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\square} \times \frac{\triangle}{\square}}{480}$$

**老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）：i）+ ii）+ iii）**

i）報酬比例部分の額 = ① + ②

① 平成15年3月以前の期間分  

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{平成15年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 平成15年4月以後の期間分  

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}$$

ii）経過的加算額 = 1,626円 × 被保険者期間の月数  

$$- 780,100円 \times \frac{\text{昭和36年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii）加給年金額 = 390,100円

《問3》最後に、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが65歳でX社を退職した場合の公的年金の取扱いについて説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんが66歳に達する前に、老齢基礎年金および老齢厚生年金の裁定請求をしていなかった場合は、原則として、繰下げ支給の申出をすることができますが、その場合、老齢基礎年金と老齢厚生年金を同時に繰り下げなければなりません」
- ② 「Aさんが65歳に達し、国民年金の第2号被保険者に該当しなくなった場合、妻Bさんは、60歳に達するまでの間、国民年金の第1号被保険者として保険料を納付することになります」
- ③ 「Aさんの老齢厚生年金に加算されることになる加給年金額は、妻Bさんが65歳に達すると支給されなくなりますが、妻Bさんが65歳以降に受給する老齢基礎年金には振替加算の加算が行われます」



《問4》はじめに、Mさんは、下記の各ケースにおいて、Aさんが死亡した場合の必要保障額を試算した。下記の＜条件＞を参考に、Aさんの必要保障額を計算した下記の表の空欄～に入る金額を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。また、金額がマイナスになる場合は、金額の前に「」を記載し、マイナスであることを示すこと。

＜条件＞

- |  |
|--|
| i) 長男Cさんが独立する年齢は、22歳（大学卒業時）とする。  |
| ii) Aさんの死亡後から長男Cさんが独立するまで（22年間）の生活費は、現在の日常生活費の70%とし、長男Cさんが独立した後の妻Bさんの生活費は、現在の日常生活費の50%とする。 |
| iii) 長男Cさん独立時の妻Bさんの平均余命は、33年とする。   |

	＜ケース1＞	＜ケース2＞
	平成28年7月時	長男Cさん独立時
Aさんの年齢	37歳	59歳
妻Bさんの年齢	33歳	55歳
長男Cさんの年齢	0歳	22歳
日常生活費	( ① )	( ④ )
住宅ローンの返済額	( ② )	( ② )
住宅修繕・リフォーム費用	800	480
租税公課（固定資産税等）	750	450
教育・結婚援助資金	1,500	200
耐久消費財購入費用	600	370
その他費用（趣味・娯楽等）	1,400	850
死亡整理資金（葬儀費用等）	300	300
(a) 遺族に必要な資金の総額	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
遺族厚生年金等	4,000	2,300
妻Bさんの公的年金	3,000	3,000
妻Bさんの給与収入等	9,200	2,200
死亡退職金等	500	1,800
金融資産（現金、預貯金等）	300	1,300
(b) 準備資金	17,000	10,600
必要保障額（a－b）	( ③ )	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

※各数値の単位は万円であり、Mさんが収集した情報を基に概算の金額を算出したものである。

※計算にあたって、物価上昇率等は考慮していない。



《問5》 次に、Mさんは、Aさんに対して、必要保障額の考え方について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「<ケース1>における必要保障額はマイナスとなるため、計算上、死亡保障は必要ないこととなります。しかし、今回の計算は妻Bさんが働き続けることを前提としていますので、少しでも状況が変化すれば、必要保障額の算出結果が大きく異なる可能性があることに留意してください」
- ② 「教育費は進路希望等により大きく変わります。特に、高校・大学と進学するにつれて高額となり、国公立と私立（文系・理系・医歯系）、自宅と下宿などの違いにより、学費等に大きな差異が生じます。教育費の概算額は、文部科学省等の統計データや各生命保険会社の資料等で確認することができますので、参考にしてください」
- ③ 「妻Bさんが死亡あるいはケガや病気等で働けなくなった場合、世帯収入が減少するだけでなく、それまで夫婦が行ってきた家事や育児等の労力を少なからず外部に頼ることになると思います。Aさんの生命保険の見直しと同時に、妻Bさんの加入内容も確認する必要があると思います」

《問6》 最後に、Mさんは、Aさんに対して、生命保険の見直しについて説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「死亡保障の準備と同じく、Aさんがケガや病気等で働けなくなった場合の保障を検討することも大切です。最近では、公的介護保険制度や身体障害者福祉法に連動して保険金が支払われる保険商品もありますので、生命保険の見直しの際には、それらの保険商品の保障内容を確認してみるとよいでしょう」
- ② 「Aさんが加入している終身保険の予定利率は、契約時期から判断して、現在よりも高く、少なくとも3.75%以上であることが推察されるため、終身保険についてはそのまま継続されたほうがよいでしょう」
- ③ 「学資（こども）保険は、教育資金の準備に適した貯蓄性の比較的高い保険商品です。学資（こども）保険は、生命保険会社によって、返戻率（受取総額÷既払込保険料総額）や保障内容が異なりますので、加入を検討される際には、返戻率に加えて、保障内容も十分に確認する必要があります」

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（56歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長である。Aさんは、現在、退職金規程の整備や自身および従業員の退職金準備の方法について検討している。そこで、Aさんは、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Mさんが提案した生命保険の内容は、以下のとおりである。

＜Mさんの提案内容＞

- ① Aさんの退職金準備を目的として、＜資料1＞の生命保険を提案した。
- ② 従業員の退職金準備を目的として、中小企業退職金共済制度（掛金一律10,000円）および＜資料2＞の生命保険（福利厚生プラン）を提案した。

＜資料1＞

保険の種類	無配当逡増定期保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	X社
被保険者	Aさん（契約時年齢は56歳）
死亡保険金受取人	X社
保険期間・保険料払込期間	75歳満了
基本保険金額	1億円
逡増率変更年度	第9保険年度（逡増率年50%複利）
年払保険料	980万円
65歳時の解約返戻金額	8,000万円

＜資料2＞

保険の種類	養老保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	X社
被保険者	全従業員（40名）
死亡保険金受取人	被保険者の遺族
満期保険金受取人	X社
保険期間・保険料払込期間	60歳満了
保険金額（1人当たり）	500万円
年払保険料	740万円（40名の合計）

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、Aさんが役員在任期間（勤続年数）25年6カ月でX社を退任し、X社が役員退職金として5,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を計算した下記の計算式の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、Aさんは、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□」「△」で示してある。

〈退職所得控除額〉

$$800\text{万円} + (\text{①})\text{万円} \times (\square\square\square\text{年} - 20\text{年}) = (\text{②})\text{万円}$$

〈退職所得の金額〉

$$(5,000\text{万円} - (\text{②})\text{万円}) \times \triangle\triangle\triangle = (\text{③})\text{万円}$$

《問8》 Mさんは、Aさんに対して、〈資料1〉の無配当逡増定期保険について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「当該生命保険の保険料は、保険期間開始のときから当該保険期間の6割に相当するまでの期間においては、その3分の2を資産に計上し、残りの3分の1を期間の経過に応じて損金の額に算入します」
- ② 「返戻率がピークの時期に払済終身保険に変更した場合でも、逡増定期保険から払済終身保険への変更に限り、経理処理の必要はありません」
- ③ 「X社が当該生命保険契約を解約した場合にX社が受け取る解約返戻金は、Aさんに支給する役員退職金の原資として活用する以外に、設備投資等の事業資金としても活用することができます」

《問9》 Mさんは、Aさんに対して、中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」という）および〈資料2〉の福利厚生プランについて説明した。Mさんが説明した次の記述～について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「中退共は、退職金を社外に積み立てる退職金準備の共済制度です。法人が支出した掛金は、損金の額に算入します」
- ② 「中退共に参加後、急な資金需要が生じた場合、福利厚生プランと同様に、契約者貸付制度を利用することができます」
- ③ 「従業員が中途退職（生存退職）した場合、中退共の退職金および福利厚生プランの解約返戻金はX社が受け取ることになります」
- ④ 「福利厚生プランの保険料は、原則として、その2分の1を福利厚生費として損金の額に算入します。ただし、役員または部課長など、特定の者のみを被保険者とする場合は、保険料の全額を資産に計上することになります」

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

個人で不動産賃貸業を営むAさんは、妻Bさん、長女Cさんおよび二女Dさんの4人暮らしである。Aさんの家族構成および平成27年分の収入等に関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

- Aさん（57歳）：個人で不動産賃貸業を営んでいる。  
妻Bさん（52歳）：会社員。平成27年分の給与収入は650万円である。  
長女Cさん（24歳）：大学院生。平成27年中に収入はない。  
二女Dさん（20歳）：大学生。平成27年中に収入はない。

＜Aさんの平成27年分の収入等に関する資料＞

- (1) 不動産所得の金額 : 1,000万円（青色申告特別控除後）  
(2) 上場株式の譲渡損失の金額 : 30万円  
（証券会社を通じて譲渡したものである）  
(3) 一時払終身保険の解約返戻金  
契約年月 : 平成24年9月  
契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん  
解約返戻金額 : 940万円  
正味払込済保険料 : 1,000万円  
(4) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金  
契約年月 : 平成19年12月  
契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん  
解約返戻金額 : 670万円  
正味払込済保険料 : 500万円

※妻Bさん、長女Cさんおよび二女Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者または特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも平成27年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 不動産所得に係る青色申告制度に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ～ヌのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

建物の貸付が事業的規模に該当する場合、不動産所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することにより、不動産所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高（ ① ）万円を控除することができる。なお、不動産所得を生ずべき業務が事業的規模でない場合、青色申告特別控除額は最高10万円である。

不動産所得の金額の計算において、建物の貸付が事業的規模に該当するか否かについては、社会通念上、事業と称するに至る程度の規模かどうかにより実質的に判断するが、形式基準によれば、独立した家屋の貸付についてはおおむね（ ② ）棟以上、アパート等については貸与することができる独立した室数がおおむね10以上であれば、特に反証のない限り、事業的規模として取り扱われる。

なお、青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除の適用、青色事業専従者給与の必要経費算入、（ ③ ）などが挙げられる。

語句群

イ. 5      ロ. 12      ハ. 15      ニ. 25      ホ. 38      ヘ. 55      ト. 65  
チ. 雑損失の繰越控除      リ. 純損失の繰戻還付      ヌ. 損益通算

《問11》 Aさんの平成27年分の所得税の課税に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんが受け取った一時払終身保険および一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金は、一時所得の収入金額として総合課税の対象になります」
- ② 「長女Cさんは特定扶養親族に該当するため、Aさんは、長女Cさんについて63万円の扶養控除の適用を受けることができます」
- ③ 「上場株式の譲渡損失の金額は、不動産所得や一時所得の金額と損益通算することができます」



《問12》 Aさんの平成27年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。

(a) 総所得金額		( ① ) 円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	扶養控除	( ② ) 円
	基礎控除	380,000円
(b) 所得控除の額の合計額		3,000,000円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))		□□□円
(d) 算出税額 ((c) に対する所得税額)		( ③ ) 円

＜資料＞ 所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
~	195	5%	—
195	~ 330	10%	9万7,500円
330	~ 695	20%	42万7,500円
695	~ 900	23%	63万6,000円
900	~ 1,800	33%	153万6,000円
1,800	~ 4,000	40%	279万6,000円
4,000	~	45%	479万6,000円

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（71歳）は、非上場企業のX株式会社（以下、「X社」という）の2代目社長である。創業者である父親の死亡後は、X社の副社長であるAさんの弟Dさん（69歳）とともに、X社の業績を向上させてきた。Aさんは、社長職を退き、X社の専務取締役である長男Cさん（45歳）に事業を承継しようと考えている。Aさんの勇退と同時に弟Dさんも副社長を退任する予定である。

Aさんは、現在、弟Dさんの家族がX社の経営にはいっさい関与していないため、弟Dさんの相続が開始する前に、弟Dさんが所有するX社株式を買い取っておきたいと考えている。本来は、長男Cさんが弟Dさん所有の株式を買い取るのが望ましいが、長男Cさんにはその資力がないため、X社が買い取る予定である。

X社の概要等は、以下のとおりである。

< X社の概要 >

- (1) 業種 食料品製造業
- (2) 資本金等の額 5,000万円（発行済株式総数1,000,000株、すべて普通株式で1株につき1個の議決権を有している）
- (3) 株主構成  
Aさん 650,000株  
妻Bさん 50,000株  
弟Dさん 300,000株
- (4) 株式の譲渡制限 あり  
※X社は、相続その他の一般承継によりX社株式を取得した者に対し、当該株式をX社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めている。
- (5) 年商16億円／経常利益6,000万円／従業員数65人  
※相続税法におけるX社株式の評価上の規模区分は「中会社」であり、特定の評価会社には該当しない。

< Aさんが保有する主な財産（相続税評価額） >

現預金等	:	5,000万円
X社株式	:	1億8,000万円
自宅敷地（330㎡）	:	1,000万円（注）
自宅建物	:	1,000万円

※上記のほかに賃貸アパート等の収益物件を複数所有している。

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 現時点（平成28年5月22日）において、Aさんに相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄 ～ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は3億5,000万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。また、Aさんの相続に係る法定相続人は、妻Bさんおよび長男Cさんの2人である。

(a) 相続税の課税価格の合計額	3億5,000万円
(b) 遺産に係る基礎控除額	( ① ) 万円
課税遺産総額 (a - b)	□□□万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	( ② ) 万円
長男Cさん	□□□万円
(c) 相続税の総額	( ③ ) 万円

<資料>相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円

《問14》 Aさんの相続等に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「生命保険に加入していないのであれば、契約者および被保険者をAさん、死亡保険金受取人を長男Cさんとする一時払終身保険への加入を検討してください。長男Cさんが受け取る死亡保険金は『500万円×法定相続人の数』を限度として、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることができます」
- ② 「配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受けた場合、妻Bさんが取得した財産の金額が、相続税の課税価格の合計額に対する妻Bさんの法定相続分相当額までの金額であれば、相続税はかかりません。また、たとえその金額を超えたとしても、1億8,000万円までの金額であれば、相続税はかかりません」
- ③ 「Aさんおよび弟Dさんの勇退にあたり、2人に役員退職金を支給した場合、X社株式の相続税評価額を引き下げる効果があります。Aさんが所有するX社株式を長男Cさんに生前贈与する場合は、X社株式の相続税評価額が下がったタイミングが望ましいでしょう」
- ④ 「Aさんの所有財産を長男Cさんに贈与する場合は、相続時精算課税制度の活用が考えられます。当該制度を選択した場合、累計で3,500万円までの贈与について贈与税が課されず、それを超えた部分について一律20%の税率で贈与税が課されます」

《問15》 X社は、弟Dさんが所有するX社株式を買い入れることにした。X社の自己株式の買取りに関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「X社が、弟DさんからX社株式を自己株式として買い取る場合、当該行為は、特定の株主からの取得に該当するため、X社の株主総会の（ ① ）が必要となります。なお、X社が取得することができる自己株式の対価の総額は、会社法の定める分配可能額の範囲内とする必要があります。弟Dさんが、X社株式をX社に譲渡した場合、その譲渡価額のうち当該株式に対応する（ ② ）を超える部分の金額については、（ ③ ）所得として総合課税の対象となります」

語句群

イ. 普通決議	ロ. 特別決議	ハ. 特殊決議	ニ. 資本金等の額
ホ. 経常利益	ヘ. 利益積立金	ト. 配当	チ. 一時 リ. 譲渡